

屋久島憲法Q & A

Q1. 「屋久島憲法」は「屋久島憲章」とどう違いますか？

A1. 屋久島憲章とは屋久島が世界自然遺産として登録された1993年、当時の上屋久町と屋久町の町議会によって、屋久島の貴重な自然を生かした地域づくりとそれを保全することを目標として制定されたものです。一方、屋久島憲法とは、行政上の正式な名称ではなく、1921年（大正10）、当時の農商務省鹿児島大林区によって発表された「屋久島国有林経営の大綱」のことを地元屋久島でそう呼んだことに由来します。二つの名前はよく似ていますが、歴史的にも内容的にも全く異なるものです。

屋久島憲章については、以下のURLを参照願います。

<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/about-yakushima/introduction/>

一方、屋久島憲法と地元屋久島で呼ばれている「屋久島国有林経営の大綱」の概略は次の通りです。

- ア 島の周辺部の前岳約7,000haは委託林として地元住民の利益を図ること。
- イ 造林において地元民の施業に配慮すること。
- ウ 道路、特に島の周辺道路の開設に相当の費用負担すること。

Q2. 「屋久島国有林経営の大綱」のようなものが、どうして「屋久島憲法」と呼ばれるようになったのですか？

A2. それに答えるためには、江戸時代以来の屋久島の歴史を知る必要があります。

Q3. 江戸時代までさかのぼるとはずいぶん古い話ですが、どういうことでしょうか？

A3. 江戸時代以前屋久島での山の経済活動は前岳部に限られていて、奥岳部は神々と魍魎が棲む神聖で怖い空間でした。

Q4. 江戸時代に大きな変化が起きたのですね、どんな変化なのですか？

A4. 江戸時代に入ると検地が屋久島でもなされて、島民は年貢を納めないとならなくなりました。しかし、屋久島は地形的に米が穫れませんので、その代わりに山で屋久杉を伐採し、それを年貢代わりに薩摩藩に納めたわけです。年貢以外にも、米、味噌、醤油、その他の必要物資も屋久杉を伐採して手に入れていました。ここで重要なのは、屋久杉の伐採権は島民にあったことです。薩摩藩が重要視したのは、伐採された屋久杉の厳重な管理で、屋久杉を島外で売る権利を独占することで莫大な利益を得ていたわけです。

Q5. そうした慣行が明治時代に大きく変化したのはなぜですか？

A5. 明治政府は地租改正を行い、江戸時代の物納制から金納制へと徴税システムを大きく変えたからです。

Q6. 地租改正は1873年（明治6）に公布されましたが、屋久島でもそうだったのでしょうか？

A6. いいえ。西南戦争による中断のため、屋久島では1881年（明治14）に完了しました。

Q7. 手続きはすんなりで行われたのでしょうか？

A7. 屋久島だけではなく、全国に見られたことなのですが、各集落に認められていた「村持ち」の山林をそのまま持っているから、課税されるから、ここはひとまず国のものとしておけば、税金はかからないし、今までと変わらず山林は利用できるから、それでいいのではないかと「説得」されて、それに応じたわけです。

Q8. それ以降屋久島ではどのような動きがあったのでしょうか？

A8. まず、1889年（明治22）官民境界調査がなされ、屋久島の山林原野の8割は国有林に編入されました。そして、島民の村持ち林への監視が強化されました。折しも、漁業が衰退し、島民の生活が窮乏し、山官との間で紛争が頻発しました。

Q9. その後の動きはどうなったのでしょうか？

A9. 1899年（明治32）「国有森林原野下げ戻し法」が公布され、1900年（明治33）国有林下げ戻し申請が当時の下屋久村／上屋久村の議決を経てなされました。しかし、1903年（明治36）申請が却下されました。ために、裁判で争うことになったのです。1904年（明治37）両村は別々に（しかしほぼ同時に）行政訴訟を起こしました。各大字は村持ち支配林として係争山林を所有してきたと主張し、地租改正によって国有林にされた山林の下げ戻しを訴えました。一方国側は、島民は屋久杉を利用してきたが所有してはいない、と反論しました。1920年（大正9）6月大審院判決で、原告敗訴となりました。

Q10. それは厳しいですね。その裁判の結果が、どうして「屋久島憲法」に結びついたのでしょうか？

A10. 判決が出ると、島内では、判決を受け入れ条件闘争に切り替えるべきだとする調印派と、あくまでも最初の主張を貫くべきだという反調印派の対立が激化し、島民による盗伐が横行するなど、騒然とした雰囲気になりました。そのために、鹿児島大林区は翌1921年（大正10年）5月、「屋久島国有林経営の大綱」を発表したわけです。

Q11. その「大綱」がなぜ、「屋久島憲法」と呼ばれるようになったのでしょうか？

A11. 「大綱」が出されたのは、全国的に国有林下げ戻し裁判で原告敗訴が続き、騒然とした雰囲気を融和するために出された国の恩恵的な措置の一環です。各集落の村持ち山林の権利（専門的には林野入会権と呼びます）を否定しておいて、お上にも情けはあるぞという政策を示したわけです。

「大綱」は7つの原則をうたっているのですが、重要なことは4万2,000haの国有林のうち、7,000haを委託林として各集落が薪炭材を伐採することを認めたことです。そのほかに、山での作業では島民を優先的に雇用することや、当時孤立していた各集落間の道路の整

備と橋を林道整備の名目で造ることを約束したわけです。

その2年後の1923年(大正12)に、(第1次)「屋久島国有林施業計画」が策定され、屋久島の国有林は、第一種林(施業制限地)、第二種林(普通施業地)、それに第三種林(普通準施業地)に3分類されました。第一種林は学術参考保護林、第二種林は国が開発する国有林、第三種林が委託林ということです。

Q12. ずいぶん複雑な背景があるのですね。それが現在にどうつながっているのでしょうか。

A12. 「屋久島国有林経営の大綱」が「実質勝訴だ」と理解され、いつごろ「屋久島憲法」と呼ばれるようになったのか定かではありませんが、判決の数年後には島民の国に対する感情が大きく変わったと当時の新聞には報じられていますので、おそらくその頃ではないのでしょうか。1923年に小杉谷事業所が開設され、営林署による本格的な屋久杉経営の時代が始まりました。翌1924年(大正13)、学術参考保護林が国の天然記念物に指定されました。屋久杉原始林という、現代から見ると問題のある名称です。

Q13. 1993年(平成5)屋久島は世界遺産に登録されましたが、それとの関係はどうなのでしょうか？

A13. 途中の紆余曲折はありますが、第1次屋久島国有林施業計画のなかの第一種林が学術参考保護林、天然記念物、国立公園となり、それを基にして世界遺産につながったといえるでしょう。

Q14. 委託林はその後どうなっていたのでしょうか？

A14. 委託林は戦後「薪炭共用林」と名称が変わりました。文字通り、薪炭材を伐採する貴重な森でした。薪を取り、炭を焼いて燃料として使っていました。ところが、戦後、広葉樹がパルプ材として利用されだすと、前岳部の薪炭共用林は永田から時計回りに次々と伐採されるようになりました。その背景には、昭和30年代からエネルギー革命によって、日常の煮炊きに炭や薪を使わなくなり、プロパンガスが普及し始めると、薪炭共用林の需要が急速に下がり、あまりその有用性に気付かなくなりました。

1961年(昭和36)屋久島林業開発公社が設立され、広葉樹を伐採した跡地に組織的に杉などを植えていきました(1999年〔平成11〕鹿児島県林業開発公社と屋久島林業開発公社は合併し、鹿児島県森林整備公社となった)。各集落の薪炭共用林の多くは、その公社林となりましたが、その後の経緯は悲惨です。つまり、将来の木材価格の高騰を見込んで造林したのに、実際は木材価格が低迷し、当時の借金が膨れ上がり、植林後50年は経つのに売りに売れない状態になっています。

Q15. 薪炭共用林はもう残っていないのでしょうか？

A15. いいえ。面積は最初の7,000haから1,200haに減ってはいますが、栗生、湯泊、平内、船行、楠川、宮之浦、一湊、吉田では残っています。林野庁とのあいだで各共用林組合は5年ごとに契約更新をしなければならないのですが、契約更新を忘れてたり、もう利用価値がないと判断して契約更新をしなかったり、などの理由でだんだん減ってきています。

Q16. 薪炭共用林はもう利用価値がないのでしょうか？

A16. そうではないでしょう。100年前の屋久島の前岳部の写真を見ると、沿岸部ははげ山だらけです。当時鯖節を作るときに、大量の炭を使っていたからです。戦後の燃料革命の後、あまり人々の関心に上ってこなかった薪炭共用林ですが、杉の植林地を取り囲むように広葉樹が繁茂していることに気づきませんか。奥岳だけではなく、前岳部の屋久島の豊かな自然の姿をひそかに訴えているのですから、もっと関心を向けるべきです。

(文責：中島成久。このQ&Aは、2020年10月12日、「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」第2回準備委員会（於屋久島離島開発総合センター）において、「屋久島憲法を読む——屋久島の山の資源利用をめぐる回顧と展望」と題した中島の発表を基にまとめたものです。)